

電話等禁止命令における禁止行為目録

※ ただし、子への電話等禁止命令における禁止行為は第2号から第10号までにおける行為（第5号に掲げる行為にあつては、電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することに限る。）

- 1 面会を要求すること。
- 2 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 3 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- 4 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、文書を送付し、通信文その他の情報（電気通信（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）2条1号に規定する電気通信をいう。以下同じ。）の送信元、送信先、通信日時その他の電気通信を行うために必要な情報を含む。以下「通信文等」という。）をファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等を行うこと。

上記「電子メールの送信等」とは、次の(1)、(2)のいずれかに掲げる行為（電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することを除く。）をいう（以下同じ。）。

- (1) 電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成14年法律第26号）2条1号に規定する電子メールをいう。）その他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信の送信を行うこと。
- (2) 上記(1)に掲げるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて、特定の個人がその入力する情報を電気通信を利用して第三者に閲覧させることに付随して、その第三者が当該個人に対し情報を伝達することができる機能が提供されるものの当

該機能を利用するものを用いて通信文等の送信を行うこと。

- 5 緊急やむを得ない場合を除き、午後10時から午前6時までの間に、電話をかけ、通信文等をファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールの送信等を行うこと。
- 6 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- 7 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 8 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に係る記録媒体その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 9 その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置（当該装置の位置に係る位置情報（地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号）2条1項1号に規定する位置情報をいう。以下同じ。）を記録し、又は送信する機能を有する装置で、同法2条4項に規定する衛星測位の技術を用いて得られる当該装置の位置に係る位置情報を電磁的記録として記録し、又はこれを送信する機能を有するものをいう。以下同じ。）（次の10に規定する行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。）により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を別紙「位置情報の取得方法」記載の方法により取得すること。
- 10 その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置を取り付けること、位置情報記録・送信装置を取り付けた物を交付することその他別紙「その移動に伴い位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為」記載

の行為をすること。

以 上

(別紙)

位置情報の取得方法

- 1 位置情報記録・送信装置の映像面上において、電磁的記録として記録された位置情報を視覚により認識することができる状態にして閲覧する方法
- 2 位置情報記録・送信装置により記録された電磁的記録に係る記録媒体を取得する方法（当該電磁的記録を他の記録媒体に複製する方法を含む。）
- 3 位置情報記録・送信装置により送信された電磁的記録を受信する方法（当該方法により取得された位置情報を他人の求めに応じて提供する役務を提供する者から当該役務を利用して当該位置情報の提供を受ける方法を含む。）

以 上

(別紙)

その移動に伴い位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為

- 1 その所持する物に位置情報記録・送信装置を差し入れること。
- 2 位置情報記録・送信装置を差し入れた物を交付すること。
- 3 その移動の用に供されることとされ、又は現に供されている道路交通法（昭和35年法律第105号）2条1項9号に規定する自動車、同項10号に規定する原動機付自転車、同項11号の2に規定する自転車、同項11号の3に規定する移動用小型車、同項11号の4に規定する身体障害者用の車又は道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）1条1号に規定する歩行補助車（それぞれその所持する物に該当するものを除く。）に位置情報記録・送信装置を取り付け、又は差し入れること。

以 上